

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年5月15日（平成30年（行情）諮問第226号）

答申日：平成31年3月22日（平成30年度（行情）答申第514号）

事件名：定員要求に関する手順等が分かる文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「定員要求に関する手順（業務の流れ）や取り決め等がわかるもの。（他省庁からの通知や事務取扱要領なども開示をお願いします。）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「平成30年度機構・定員及び級別定数設定・改定の要求について」の一部（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは妥当ではなく、「平成30年度機構・定員及び級別定数設定・改定の要求について」全体を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年1月31日付け厚生労働省発人0131第2号により、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

定員要求に関する手順（業務の流れ）がわかるもの（事務取扱要領や規程、マニュアル等）を開示をお願いします。同文言の開示請求を他省庁にも行ったところ、開示されなかった案件はありませんでした。厚生労働省でも特定すべき文書があると思われまます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成30年1月11日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「定員要求に関する手順（業務の流れ）や取り決め等がわかるもの。（他省庁からの通知や事務取扱要領なども開示をお願いします）」

ます。)」に係る開示請求を行った。

- (2) これに対して、処分庁が平成30年1月31日付け厚生労働省発人0131第2号により一部開示決定(原処分)を行ったところ、請求者は開示した行政文書の特定に不服があるとして、同年2月18日付け(同月19日受付)で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件開示請求は、「定員要求に関する手順(業務の流れ)や取り決め等がわかるもの。(他省庁からの通知や事務取扱要領なども開示をお願いします。)」に関して行われたものである。

このため、処分庁は、平成29年7月20日付け内閣官房内閣参事官(内閣人事局)、人事院給与局給与第二課長及び財務省主計局給与共済課長発事務連絡「平成30年度機構・定員及び級別定数設定・改定の要求について」(以下「事務連絡」という。)を保有していたことから、これを本件対象文書として特定した。

(2) 原処分における対象文書の特定の妥当性について

所管課において、一部開示決定された行政文書以外に定員要求に係る事務取扱要領や規程等を作成、取得はしていない。

毎年、事務連絡が発出され、それに基づき人事課から省内各部局へ定員の改定等について、作業依頼を行っている。

また、処分庁においては、本件審査請求を受けて、念のため、当該所管課の執務室等を探索し、定員要求に関する文書は、本件対象文書以外の文書を保有していないことを確認している。

以上のことから、原処分における本件対象文書の特定について不合理な点は認められず、原処分は妥当である。

(3) 請求者の主張について

請求者は、審査請求書において「同文言の開示請求を他省庁にも行ったところ、開示されなかった案件はありませんでした。厚生労働省でも特定すべき文書があると思われます。」と主張しているが、原処分における本件対象文書の特定の妥当性については、上記(2)で述べたとおりであり、請求者の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年5月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成31年2月28日 審議
- ④ 同年3月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件請求文書の開示請求について、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の特定に誤りがあるとして、原処分の取消しを求め、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

諮問庁は、理由説明書（上記第3の3）において、本件請求文書に該当する文書として事務連絡を特定した旨説明する。

当審査会において、諮問書に添付された事務連絡を確認したところ、事務連絡の鑑及び別添1の「要求資料一覧」は特定されているが、別添2の「様式等」は特定されていないことが認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、別添2の「様式等」を特定しなかった理由について説明を求めさせたところ、諮問庁は、別添2の「様式等」には定員要求に関する手順や取り決めに関する記述がないと判断したため特定しなかった旨説明する。

しかしながら、情報公開制度における開示決定等は文書単位で行うものであるため、本件対象文書を特定したことは妥当ではなく、厚生労働省においては、別添2の「様式等」を含む事務連絡全体を特定し、改めて開示決定等をすべきである。

また、当該文書に限らず、調査の上、本件請求文書に該当するものが存在するのであれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは妥当ではなく、厚生労働省において、開示請求の対象として特定すべき文書として別添2の「様式等」を含む事務連絡を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

（第3部会）

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子